

# 個別規程 IIJ DNS プラットフォームサービス

令和6年8月1日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第1条(種類)

IIJ DNS プラットフォームサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
IIJ マネージド DNS サービス	DNS ゾーンの管理等に関する機能を提供するもの
IIJ DNS トラフィックマネジメントサービス	ロードバランシング等に関する機能を提供するもの
親たる契約	契約者が指定する一の IIJ マネージド DNS サービス及び/又は IIJ DNS トラフィックマネジメントサービスの管理単位毎に、当社と契約者の間で締結するもの

## 第2条(品目)

種類を親たる契約とする IIJ DNS プラットフォームサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
ベーシック	管理対象となる IIJ マネージド DNS サービス及び IIJ DNS トラフィックマネジメントサービスの QPS 合計値の上限(以下この個別規程において「標準 QPS」といいます。)を 100QPS(別途 QPS を追加することはできません。)とし、第 8 条(品質保証)の定めが適用されないもの
プレミアム	標準 QPS を 200QPS(別途 QPS を 100QPS 単位で追加することができます。当該 QPS を以下この個別規程において「追加 QPS」といいます。)とし、第 8 条(品質保証)の定めが適用されるもの

## 第3条(最低利用期間)

IIJ DNS プラットフォームサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下この個別規程において「IIJ DNS プラットフォームサービス契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

#### 第4条(利用資格)

種類をIIJ マネージド DNS サービスとするIIJ DNS プラットフォームサービスを利用するには、契約者は、当該サービスでゾーンを管理することについて、次に掲げる者の同意を得る必要があります。

- (1) 対象ゾーンがドメイン名である場合には、当該ドメイン名の登録者
- (2) 対象ゾーンがIP アドレスである場合には、当該IP アドレスの管理者

#### 第5条(利用条件)

IIJ DNS プラットフォームサービスを利用するには、契約者は、種類を親たる契約とするIIJ DNS プラットフォームサービス及び当該サービスと共に利用する他のいずれかの種類のIIJ DNS プラットフォームサービスの利用の申込を行うことが必要です。

#### 第6条(機能の制限)

契約者の一定期間内のQPS値が契約QPS値を超過した場合、当社が定める一定期間の間、IIJ DNS プラットフォームサービスに係る機能が制限されることがあります。

#### 第7条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、種類を親たる契約とするIIJ DNS プラットフォームサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目
- (2) QPS 上限数(品目をプレミアムとするIIJ DNS プラットフォームサービス契約に限ります。)
- (3) 管理対象となるIIJ マネージド DNS サービス
- (4) 管理対象となるIIJ DNS トラフィックマネジメントサービス

#### 第8条(品質保証)

品目をプレミアムとするIIJ DNS プラットフォームサービスにおいては、その稼働率について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

#### 第9条(解除の効力が生ずる日)

IIJ DNS プラットフォームサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

## 第 10 条(料金)

契約者が、IIJ DNS プラットフォームサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ DNS プラットフォームサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

## 第 11 条(料金の減額)

品目をプレミアムとする IIJ DNS プラットフォームサービスにおいて第 8 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙 3 に定めるところにより、当該 IIJ DNS プラットフォームサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月 15 日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

## 附則

令和元年 12 月 1 日施行

この契約約款は、令和元年 12 月 1 日から実施します。

令和 4 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 3 月 1 日から実施します。

令和 5 年 6 月 1 日変更

1 この契約約款は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

2 令和 5 年 5 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した種類を DNS アウトソースとする IIJ DNS サービス契約は、令和 5 年 6 月中の当社が定める日まで有効に存続するものとし、同日以降は、種類を親たる契約、品目をベーシックとする IIJ DNS プラットフォームサービス契約及び種類を IIJ マネージド DNS サービスとする IIJ DNS プラットフォームサービス契約として有効に存続するものとします。

3 令和5年5月31日以前の契約約款に基づき成立したサイトフェイルオーバーオプションの利用に係るIIJ DNS サービス契約は、令和5年6月中の当社が定める日まで有効に存続するものとし、同日以降は、種類をIIJ DNSトラフィックマネジメントサービスとするIIJ DNS プラットフォームサービス契約として有効に存続するものとします。

4 前2項の定めにかかわらず、種類をDNSアウトソースとするIIJ DNS サービス及びサイトフェイルオーバーオプションの利用に係るIIJ DNS サービスの利用料金は、令和5年6月利用分よりIIJ DNS プラットフォームサービスの利用に係る料金として請求いたします。

令和6年8月1日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

# 別紙 1 IIJ DNS プラットフォームサービスにおける品質保証 [第 8 条関係]

## 1 稼働率

### (1) 保証基準

種類を親たる契約とする IIJ DNS プラットフォームサービス(品目がプレミアム場合に限り。)と共に利用している種類を IIJ マネージド DNS サービス又は IIJ DNS トラフィックマネジメントサービスにおいて提供するフルサービスリゾルバ(キャッシュ DNS サーバ)からのリクエストを受け付ける DNS サーバの稼働率(当社の定める算定方法による)が 100%であること。

# 別紙 2 IIJ DNS プラットフォームサービスにおける料金等 [第 10 条関係]

## 1 初期費用

### (1) IIJ マネージド DNS サービス

品目	料金
-	ゾーン追加手数料として当社が別途契約者に示す金額

### (2) IIJ DNS トラフィックマネジメントサービス

品目	料金
-	当社が別途契約者に示す金額

### (3) 親たる契約

品目	料金
ベーシック	0 円
プレミアム	0 円

## 2 月額費用

### (1) IIJ マネージド DNS サービス

品目	料金
-	0円

(2) IIJDNSトラフィックマネジメントサービス

品目	料金
-	当社が別途契約に示す金額

(3) 親たる契約

品目	料金
ベーシック	管理対象となる IIJ マネージド DNS サービス 1 契約まで： 当社が別途契約者に示す金額
	管理対象となる IIJ マネージド DNS サービス 2 契約以上： 追加ゾーン月額費用として IIJ マネージド DNS サービス 1 契約毎に別途当社 が別途契約者に示す金額
プレミアム	当社が別途契約者に示す金額追加  QPS にあっては、追加 QPS 費用として 100QPS 毎に別途当社が別途契約者に 示す金額

**備考**

追加ゾーン月額費用の算定においては、日割計算式が適用されません。

## 別紙 3 料金の減額 [第 11 条関係]

違背が生じた該当の IIJ DNS プラットフォームサービス契約について、次の額を減額するものとする。

稼働率	減額率
99.5%以上 100%未満	月額費用(追加 QPS 費用を含む)の 10 分の 1
95%以上 99.5%未満	月額費用(追加 QPS 費用を含む)の 4 分の 1
95%未満	月額費用(追加 QPS 費用を含む)の全額

**備考**

月額費用とは、以下をいいます。

- (1) 種類を IIJ マネージド DNS サービスとする IIJ DNS プラットフォームサービス利用の場合  
共に利用する、種類を親とする IIJ DNS プラットフォームサービスの月額費用

- (2) 種類を IIJDNS トラフィックマネジメントサービスとする IIJ DNS プラットフォームサービス利用の場合  
当該サービスの月額費用及びこれとともに共に利用する、種類を親とする IIJ DNS プラットフォームサービスの月額費用の合計額